



府 消 委 第 17 号

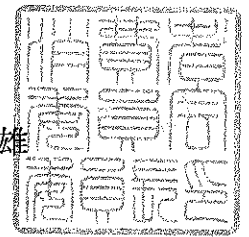
平成23年1月27日

内閣総理大臣

菅 直人 殿

消費者委員会

委員長 松 本 恒 雄



答 申 書

平成23年1月7日付け消安全第310号で諮問された下記の事項について、諮問の趣旨に沿って見直すことで差し支えない旨、答申します。

記

家庭用品品質表示法第3条の規定に基づく表示の基準となるべき事項の変更について

1. 雑貨工業品品質表示規程（平成9年12月1日通商産業省告示第672号）における遵守事項の見直しについて